

議案審議レポート

※ 議案は、本会議での質疑の後、所管の常任委員会に付託して慎重に審議しました。
主な議案と審議の経過について紹介します。

令和5年4月1日施行 の個人情報保護法の 改正に対応

議案第65号 加西市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議案第66号 加西市行政不服審査会条例の一部を改正する条例の制定について

概要 国、民間及び地方公共団体等にそれぞれ分かれていた個人情報に関する規律が、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に統合され、全国的な共通ルールとなるため、現行の加西市個人情報保護条例を廃止し、法の施行に関し必要な事項を定める条例を新たに制定するもの。

また、この条例の施行に伴い、個人情報保護制度及び情報公開制度に係る審査請求等全ての審査請求を加西市行政不服審査会で調査審議するため、加西市行政不服審査会条例を改正するもの。

質疑

問 個人情報開示請求の状況は。

答 令和3年度の開示請求25件のうち21件は加西病院へのカルテ開示請求です。他に住民票や印鑑証明等の第三者請求の有無などの開示請求がありました。

問 開示請求に係る手数料300円の根拠は。

答 加西市では公共料金問題審議会で各種証明書の必要経費を計算して料金設定をされており、開示請求に関する手数料も市民に対する文書として同じ単価にしています。

問 行政不服審査会等の審査会の開催状況は。

答 行政不服審査会及び個人情報保護審査会は請求がないため、今まで開催実績はなく、情報公開審査会は平成27年度以降開催していません。

討論

なし

議決結果

全会一致で原案可決



加西市職員の定年年齢 を60歳から65歳へ 段階的に引上げ

議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第68号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

概要 国家公務員の定年年齢の引上げ及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行（令和5年4月1日）に伴い、市職員についても同様の措置を講ずるとともに、措置に対応するために関係条例を改正するもの。

- 定年年齢の段階的な引上げ（65歳まで）
- 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入
- 定年前再任用短時間勤務制度の導入及び暫定再任用の特例
- 当分の間、4月1日以降の給料月額を、4月1日前の給料月額の7割水準とする。 など

質疑

問 役職定年制の導入による管理監督職以外の職への降任について。

答 管理監督職など意思決定に携わる役職や部下を指揮命令する立場には配置できないことになってい

ますので、非管理職である課長補佐級や係長級として任用し、長年の知識や経験を生かして勤務していただく予定です。

問 定年延長により、若年者や会計年度職員の新規採用及び年齢構成等のバランスはどうなるのか。

答 一定数の人員を確保する観点から新規採用は継続して行い、職員の年齢バランス等の維持に努めていきます。会計年度職員の採用は行政サービスの多様性に応じた短時間の勤務形態もあり、その時々業務に応じてしっかりと人員を確保したいと考えます。

討論

なし

議決結果

全会一致で原案可決

